

No.272 2016.12.12

連 帯

学校事務職員労働組合神奈川 (がくろう神奈川)

横浜市港北区篠原台町36-28-602

TEL/FAX 045-434-2114 http://gakurou.gjpw.net/

県賃金確定交渉延期

「財政状況見極められず」
1月中旬以降再開の見通し

今年の県賃金確定交渉は、県当局が最終提案を用意できないまま最終交渉日を迎えてしまう異例の事態で、「延期」となった。

人事委員会が賃上げを勧告した中、10月下旬に始まった交渉で県当局

ことになる見通しだ。これで県賃金確定が後ろ倒しとなるのは2年連続。昨年度は国の介入を受けてのことであつたが今年度はそうではなく、昨年度以上に県当局の責任は重い。今後賃上げが

決まったとしても、差額の支給はまたもや年度末にずれ込むと見られる。賃金支給の遅れは職員にとって不利益に他ならない。交渉を早く済ませよう。交渉による提案なき越年は容認できない。賃上げ勧告の完全実施と労働条件改善を求め、引き続き取り組みます。

全学労連・秋季中央行動に参加

「チーム学校」の問題性

国会議員らに広める

11月25日、がくろう神奈川も参加する全学労連（全国学校事務労働組合連絡会議）は恒例の中央行動を開催した。

中央行動は政府省庁の予算編成時期にあわせて、学校事務職員の労働条件改善や学校・行政運営の改善を求め、文科・財務・総務の3省と地方団体・国会議員への要請行動を行うとともに、集会・デモでアピールするもの。今年も全国の仲間とともに取り組んだ。

今年は「今さらながら『チーム学校』だ！『協働』を阻害するチーム学校反対！」をテーマに掲げた。「チーム学校」に関連して、学校事務職員の職務内容や共同実施組織の法制化が進められようとする中での行動となり、議員要請に注力。各県組合が地元選出文教系議員と面会し、チーム学校の問題性を広めるとともに、共同実施や非正規雇用職員の労働条件の問題も訴えた。議員の間で

<川崎・市費移管>

来年4月昇格予定者について
昇格したとみなした上で
市給料表へ切替え

昇給メリット確保 川崎支部の問題提起が結実

市費移管に伴う給与の切替えにあたり川崎支部より問題提起していた、県の制度であれば17年4月に昇格するはずの職員の級の位置付けと給与保障に関して、11月28日、川崎市教委からその取扱いについて提案がありました。

表上の号給を設定した上で、それをもとに市給料表へ切り替える措置を講じるとしています。

提案では、17年3月末日時点で県規則に基づく昇格基準を満たしている職員について、昇格したものとみなして県給料

ははまだチーム学校への認識は深まっていないとのこと、要請書を熱心に読み込む姿が見られるなど、上々の反応だ。

総決起集会は教職員の独立系組合で作る全学労組と共催。チーム学校をめぐるパネルディスカッションでは、チーム学校同様に校長のマネジメント強化を目的に、08年から導入された教員の職

階制が機能していない実態が紹介された。また教員の側からは、残業代の出ない教員の「定額働かせ放題」に手を付けられないまま他職種の活用云々と、教員の負担軽減にはならないとの指摘がなされた。

向です。川崎支部の問題提起を市教委が受け止め、結実したものです。しかし一方で、17年4月以降に県昇格基準に達するはずである職員への対応については示されず、引き続き課題として残っています。

再任用給料額は大幅引下げ提案

同日、検討中としてきた再任用職員の級及び給料額についても提案がありました。

内容は、市行政職に適用されている再任用3級に位置づけるというもので、フルタイムの場合の給料額は5万円以上の引下げとなります（短時間では微増）。市教委は「大きな引下げとは認識している」としつつ、給料表の額をいじること、学校事務だけ特に上位級を適用することも困難と判断したと説明しました。

川崎支部としては、これだけの額の引下げは到底容認できないとして、再考を強く求めました。

半歩でも改善を勝ち取るうー！

秋から初冬にかけて、かくろう神奈川金交渉（今年は継続中だが）、定員予算に関わる交渉、諸権利にかかわる交渉を連続して行っている。経費節減、安上がり行政、教育予算の縮減、新自由主義政策の展開と、学校で働く者にとって厳しい状況が続いている。

本格的な定数増を

「チーム学校や」「子供と向き合う時間の確保」「マネジメント機能の強化」などに共同実施を利用しようという勢力がある。しかし現実に行われている共同実施は事務職員に「上労働強化・非正規職員化」「下関係」をもたらしめている。県教委は、教組（事）の要求を受けた中学校区ブロック制を撤回して以来、「共同実施の是非は判断しない」立場に立つ。市町段階でも共同実施

私たちの賃金・定数の改善を責任をもって行うのは雇用者である県教委である。その基本を私たちは厳しく追及した。県内に事務職員未配置校が一枚ある。これは特例であり、今後も全校配置を努力すると確認。このことが全ての基本だ。共同実施や事務強化加配などへぶれてはいけない。私たちが等しく安心して生活と労働を続けていけること。そのことを基本に取り組もう。

要求項目(一部)

に反対して行こう。

沖繩を、高江を暴力で壊すな！
「土人」発言に抗議する！

★「人類館事件」を知っているだろうか。1903年、大阪の博覧会で、沖縄県民や台湾の先住民、朝鮮の人々が「土人」として「展示」された事件。沖縄では「沖縄人差別」と大きな抗議が起きた。琉球処分以後、強制的に「日本」に組み込まれた沖縄。沖縄戦では日本軍に、そして現在まで続く米軍基地の押し付け。軍隊による人権蹂躪にさらされた。

★オスプレイのためのヘリパッド工事が強行される沖縄・高江で、大阪府警の機動隊員が抗議の市民に「土人」という信じがたい差別発言をぶつけた。若い警察官の差別言動は、擁護する松井知事や鶴保沖縄、安倍内閣の閣議決定を見れば、個人の問題ではなく、今も根深くある沖縄への差別の問題なのだと思う。

★日米合同委員会(SACO)の
合意から20年。普天間基地の

非正規公務員労災裁判
県は安心して働ける職場を

今月1日、横浜地裁で神奈川県臨時職員の労働災害訴訟の証人尋問が行われた。この裁判をかくろう組合員も県共闘の仲間と共に傍聴した。

原告は林業職の臨任職員として勤務していた2009年9月、森林での作業中に急傾斜地で滑落し脚に傷害を負った。原告は県に損害賠償を求めているが、その主張は①危険作業に対するの予防措置や安全衛生教育などが十分に行

われていない安全配慮義務違反、②療休の不支給・不教示など損害拡大防止義務違反、③労災不適用の違法性などだ

この日の証人尋問において、県側証人は予想通り「県に違法性・不当性はない」と証言したが、原告側反対尋問に対し「林業は危険業務で、事故はあり得る」「臨任に無給の療休があることを知らなかった」と証言した。

今回の労働災害は正規職員

代替施設として辺野古の新基地建設を前提にした合意案は、沖縄の負担軽減に名を借りた米軍基地の固定化・機能強化に他ならない。だからこそ、沖縄の人々は反対の声を上げ、辺野古や高江の工事を身体を張って止めてきたのだ。

★日本政府は、抗議の仲間を逮捕するなどなりふり構わぬ態度で運動つぶしを狙うが、沖縄は屈しない。沖縄抜きで「合意」ではなく、沖縄の民意を受け止めよ。基地はいらない、沖縄を沖縄に返せ！

なら起きなかったかもしれない、仮に起きててもその後の経過は全く違っていただろう。非正規雇用労働者ゆえの差別的・不当な取り扱いが行われたのだ。

「林業職場の安全への対応を強く求めます。職場の安全や安心に身分格差を作らないで欲しい」との原告の証言が強く心に残った。

カンパ
お願いします

共同実施・事務長制に反対
非正規職員の労働条件改善
を全力で

共にガンバロウ
郵便振替口座 00260-7-8428

加入者名
学校事務職員労働組合神奈川